

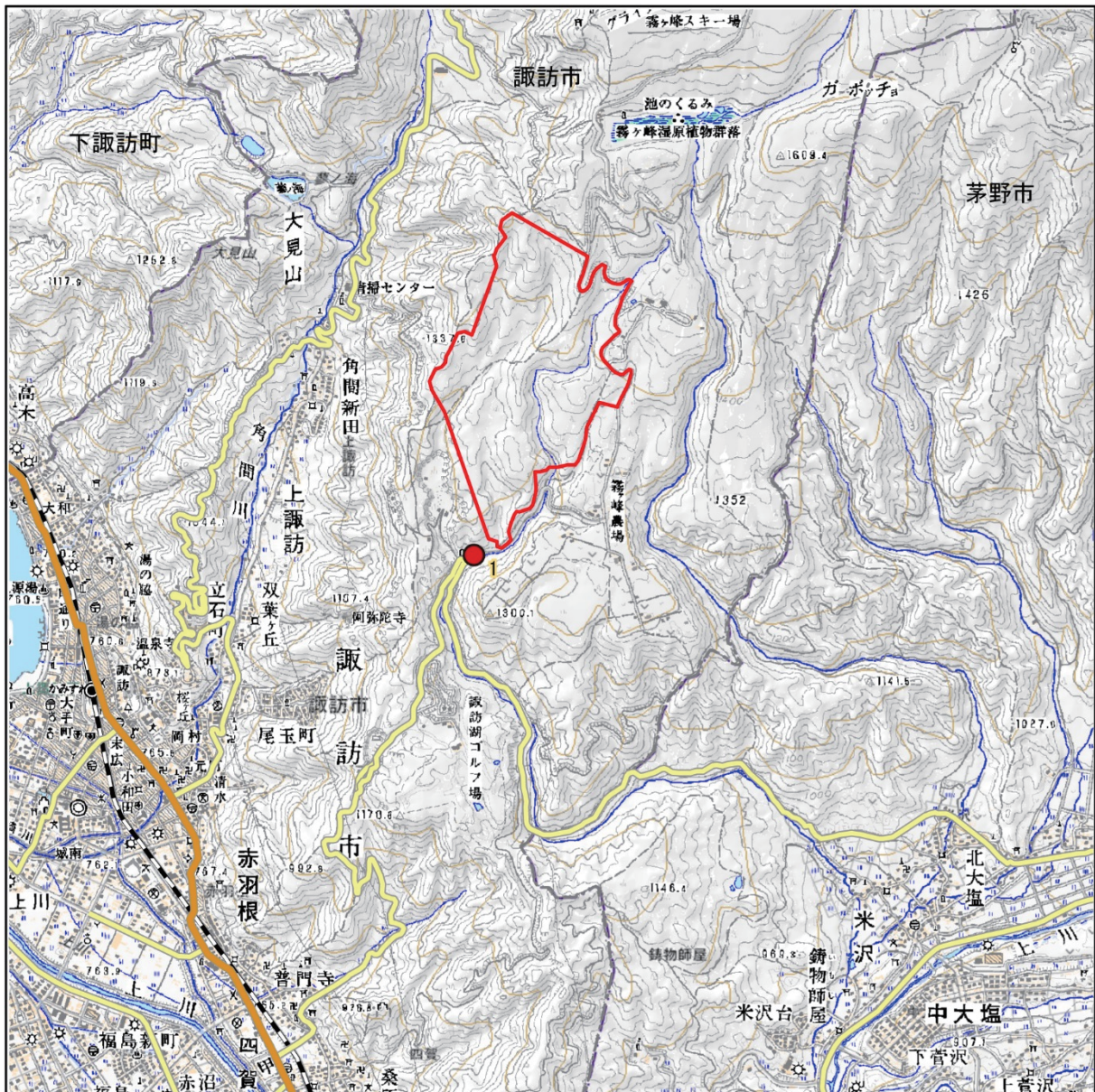
2-4 土壌汚染

対象事業による土壌汚染の事後調査は、表 6-2-4 に示す内容で計画する。調査項目は、水道法に基づく基準項目とし、工事中及び供用後における河川水質への影響を把握するために現地調査を行う。

調査期間は、工事着手から供用開始後 2～3 年までの期間とする。

表 6-2-4 水質の事後調査計画

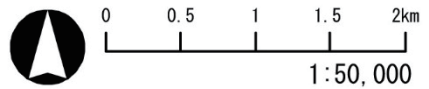
調査項目	環境 保全措置	調査頻度	調査方法	調査地点
河川水質 (水道法に 基づく基準 項目)	河川水質の 監視	工事中 1 回、 供用後 1 回/年	「水質基準に関する省 令」の規定に基づき厚生 労働大臣が定める方法 (平成 15 年厚生労働省 告示第 261 号)	計画地の直下 の河川の 1 地 点



凡例

- 対象事業実施区域
- 土壌汚染事後調査地点

図 6-2-4
土壌汚染事後調査地点図



2-5 植物

対象事業による植物への影響の事後調査は、表 6-2-5 に示す内容で計画する。
調査期間は、工事着手から供用後 3～5 年までの期間とする。

表 6-2-5 植物の事後調査計画

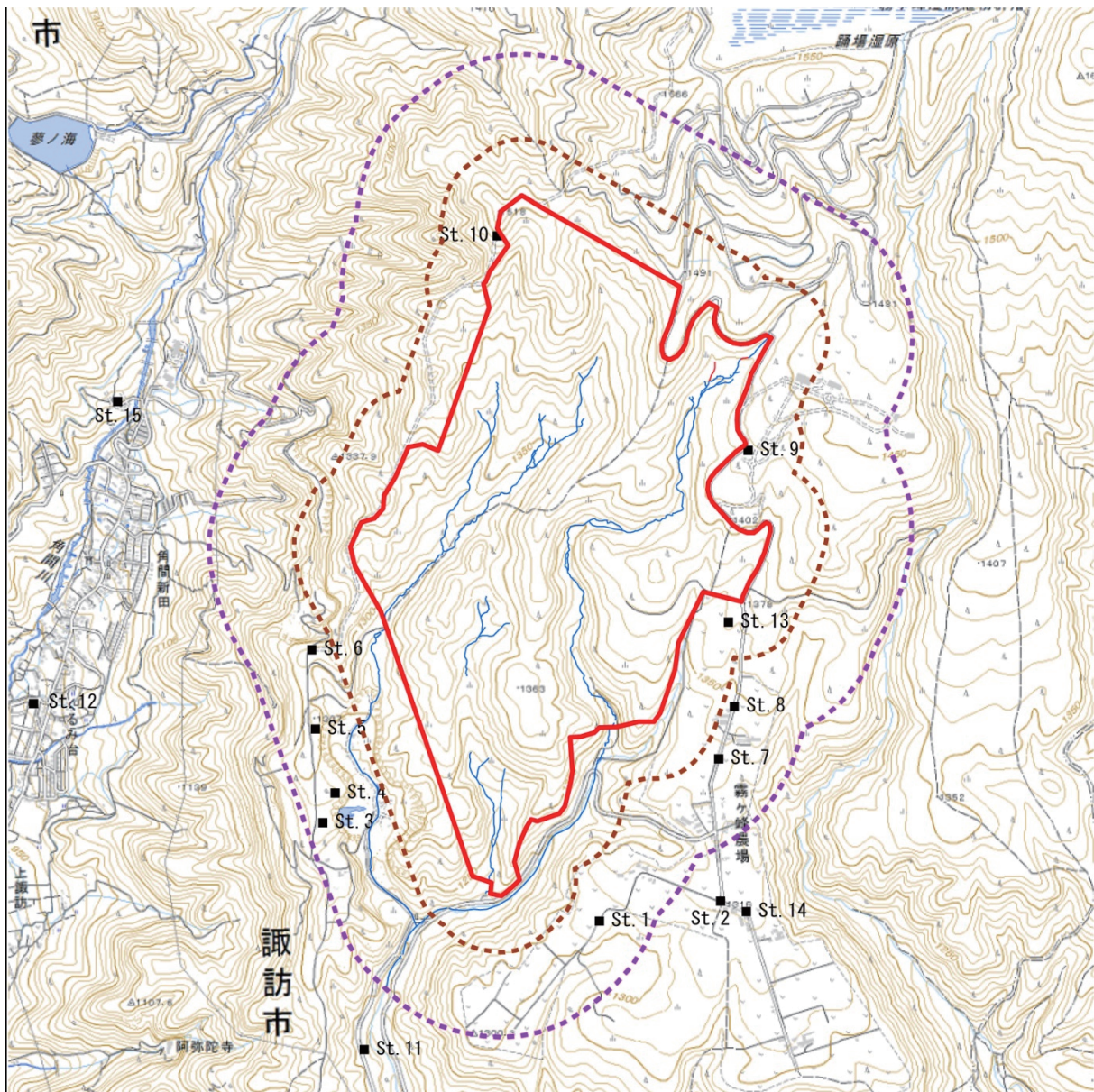
調査項目		環境 保全措置	調査頻度	調査方法	調査地点
・注目すべき種 ・注目すべき 群集・群落		湿地水位 低下の最 小化	水質調査 (pH、EC、湿地水 位、濁り等) 4月～12月 (1回/月)	注目すべき 種、注目すべ き群集・群落 の生育確認	各湿地及びその 周辺環境
			植生調査 6月～9月 (1回/月)		
		外来種の 侵入抑制	外来種の生育期間 (1回/年)	外来種の生 育確認	工事及び管理用 道路周辺等
注 目 す べ き 種	サクラソウ、セ ンブリ、ミヤコ アザミ、ヒトツ ボクロ	個体の 移植	移植対象種の生育期間 (移植後、1年目、3年目、 5年目)	移植個体の 生育確認	各個体の移植地 点及びその周辺 環境

2-6 動物

対象事業による動物への影響の事後調査は、表 6-2-6 に示す内容で計画する。
調査期間は、工事着手から供用後 3～5 年までの期間とする。

表 6-2-6 動物の事後調査計画

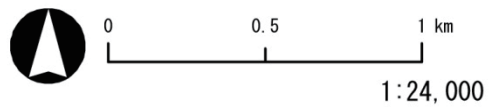
調査項目		環境 保全措置	調査頻度	調査方法	調査地点
注 目 す べ き 種	ハイタカ、ノス リ	保全区域 の設定等	繁殖期である 11 月～7 月 (1回/月)	定点観察法	対象事業実施区 域及び営巣地周 辺
	ニホンジカ	フェンス 高の調整	通年	自動撮影	対象事業実施区 域
	ホシチャバネセ セリ、アカセセ リ、ヒメヒカゲ、 カタキンイロジ ョウカイ	湿地水位 低下の最 小化	春季～夏季 (1回/年)	直接観察	各湿地及びその 周辺環境



凡 例

- 対象事業実施区域
- 動物調査地域(哺乳類・希少猛禽類以外)
- 哺乳類・希少猛禽類調査地域
- 定点位置

図 6-2-5
動物事後調査地点図



2-7 生態系

対象事業による生態系への影響の事後調査は、表 6-2-7 に示す内容で計画する。
調査期間は、工事着手から供用後 3～5 年までの期間とする。

表 6-2-7 生態系の事後調査計画

調査項目		環境 保全措置	調査頻度	調査方法	調査地点
指標種	ハイタカ、ノスリ (上位性)	保全区域 の設定等	繁殖期である 11 月～7 月 (1 回/月)	定点観察法	対象事業実施区 域及び営巣地周 辺
	湿性植物 (特殊性)	保全区域 の設定等	植物相、移植個体のモニタリングは、2-4 植物の項に準ず る。 湿地の水位や濁水のモニタリングは、2-5 水質及び 2-6 水 象の項に準ずる。		